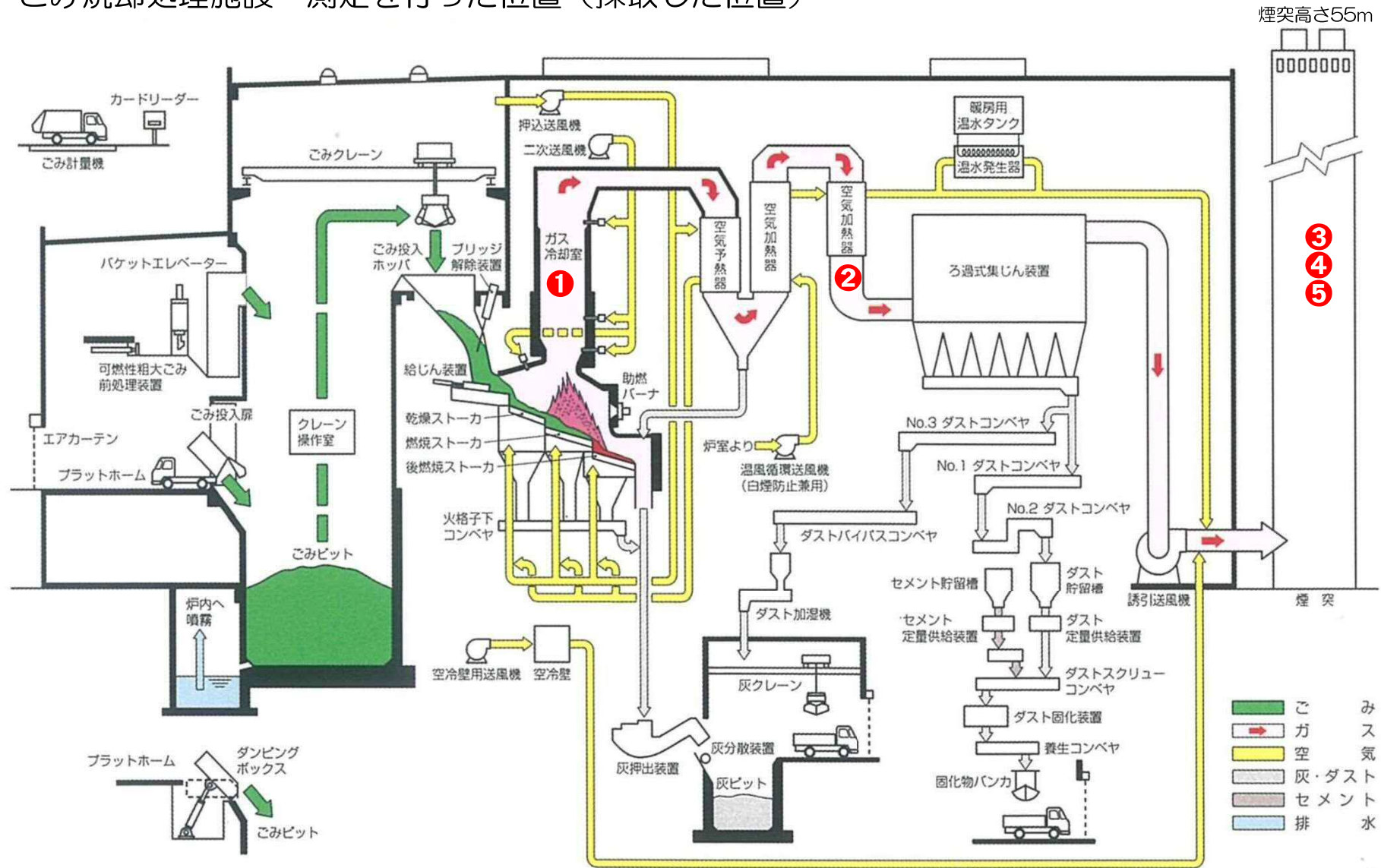


一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（ごみ焼却処理施設）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、ごみ焼却処理施設の維持管理は次のように計画します。

1	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
2	焼却室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量供給装置により定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入します。
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちます。
4	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
5	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
6	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
7	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
10	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm（酸素濃度12%換算）以下となるように、ごみを焼却します。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を5ngTEQ/m ³ N以下になるように、ごみを焼却します。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙濃度（硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録します。
15	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
16	ばいじんを焼却灰と分離して排出、貯留します。

おこな
ごみ焼却処理施設 測定を行った位置（採取した位置）



ごみ焼却処理施設運転データ

- ① 炉出口ガス温度
- ② 集じん器入口燃焼ガス温度
- ③ 排ガス中の一酸化炭素濃度

ダイオキシン類濃度測定及びばい煙量又はばい煙濃度測定

- ④ 排ガス中のダイオキシン類の濃度
- ⑤ 排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度